○総務省告示第百八十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年四月二日

総務大臣　林　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更後	変更前
第２　周波数割当表 ［１～７　略］	第２　周波数割当表 ［１～７　同左］
周波数割当表 ［第１表・第２表　略］ 第３表　10GHz–3000GHz	周波数割当表 ［第１表・第２表　同左］ 第３表　［同左］

変更後

［略］	国内分配（GHz） (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
［略］	［略］		
	38–39.5 J298	固定　J305	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
	［略］		
	［略］		

［国内周波数分配の脚注　略］

［別表１－１～別表10－１　略］

別表10－２　携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局及び高高度基地局用周波数帯
715MHzを超え748MHz以下	770MHzを超え803MHz以下*
815MHzを超え845MHz以下	860MHzを超え890MHz以下*
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下*
1427.9MHzを超え1462.9MHz以下	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下*
1710MHzを超え1785MHz以下	1805MHzを超え1880MHz以下*
［略］	

＊　この周波数の使用は、基地局用に限る。

［別表10－３～別表11－３　略］

［国際周波数分配の脚注　略］

変更前

［同左］	国内分配（GHz） (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
［同左］	［同左］		
	［同左］	［同左］	公共業務用 一般業務用
		［同左］	
	［同左］		

［国内周波数分配の脚注　同左］

［別表１－１～別表10－１　同左］

別表10－２　［同左］

［同左］	基地局用周波数帯
［同左］	770MHzを超え803MHz以下
［同左］	860MHzを超え890MHz以下
［同左］	945MHzを超え960MHz以下
［同左］	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
［同左］	1805MHzを超え1880MHz以下
［同左］	

［新設］

［別表10－３～別表11－３　同左］

［国際周波数分配の脚注　同左］

備考　表中［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。